# 個別仕様書

# 目次

別紙 1	清掃業務仕様書
引紙 2	機械警備業務仕様書
引紙3	一般廃棄物等収集運搬処理業務仕様書
引紙 4	産業廃棄物収集運搬処理業務仕様書
引紙 5	消防設備保守点検業務仕様書
引紙 6	電気設備保守点検業務仕様書
引紙 フ	空調設備保守点検業務仕様書
引紙8	自動ドア保守点検業務仕様書
引紙9	エレベーター設備保守点検業務仕様書
引紙10	舞台機構設備点検業務仕様書
引紙 1 1	舞台照明設備保守点検業務仕様書
引紙 1 2	非常用発電機設備保守点検業務仕様書
引紙 1 3	合併浄化槽維持管理業務仕様書
別紙14	除草等業務仕様書
別紙 1 5	特殊建築物調査業務仕様書
別紙16	太陽光発電設備等保守点検業務仕様書
引紙17	建物日常点検チェックシート【敷地・建物】

# 清掃業務仕様書

# 1 対象施設等

野田市南コミュニティセンター内及び敷地内外周

(建物:鉄筋コンクリート2階建 2,292.008㎡)

野田市北コミュニティセンター内及び敷地内外周

(建物:鉄筋コンクリート2階建 2,310.799㎡)

清掃建物面積には、各出張所が含まれます。

# 2 業務内容

## (1)日常清掃

· / H m /H ) m	
清掃箇所	清 掃 の 内 容
石材床   床 化学床	除塵、掃き拭きをすること
木部床	除塵、必要に応じて水拭きをすること
カーペット	真空バキュームによる除塵をすること
畳(和室)	除塵、雑巾により清水拭きをすること
ガラス	各部所の玄関出入口、手の届く範囲のガラス拭きをすること
金属部	ドア、手摺、その他の金属部を磨き拭くこと
湯沸室 周辺の清掃、茶ガラ及びゴミの処理をすること	
トイレ	・洗面台、便器、鏡、金属部は常に良好な状態を保つこと ・ドア、間仕切等は水拭きすること ・床面、除塵後は、水を用いブラシ掛けし拭き上げること ・水石鹸、トイレットペーパー等の消耗品を補充すること ・パラジクロロベンゼン製のトイレボールや、芳香剤、消 臭剤等は、野田市の施設等における農薬・殺虫剤等の適正 使用に係る基本方針に基づき、使用しないこと。
建物周辺	・巡回し、目立つゴミ等の除去処理すること ・必要に応じて植込みへ散水すること
その他	・灰皿の清掃処理をすること ・各部所の屑入れの内容物分別処理をすること

#### (2) 定期清掃

- / /C/////////////////////////////////		
清掃箇所	実施頻度	業務の内容
床	年6回	・洗浄、ワックス仕上げを行うこと ・良質の材料を用い、移動可能な物は動かして行 うこと
ガラス	年3回	・薬品を使用し、磨き上げること
カーペット	年1回	・素材に好ましい材料と方法でクリーニングする こと
照明器具一	年1回	・球を外し、洗剤拭きの後清水で拭き上げること ・球切れについては、新しい物に交換すること

#### 2 留意事項

- (1)本作業に使用する諸材料は全て品質良好なものを用い、かつ汚れの程度、材質等を考慮の上使用すること。
- (2) 本作業に使用する諸材料、資機材及び消耗品(トイレットペーパー、水石鹸、 ゴミ処理用ポリ袋等)は指定管理者の負担とする。
- (3) 清掃は当施設に支障のないよう実施すること。特に建物利用者の迷惑とならぬよう混雑時を極力避けて行うこと。
- (4) 清掃用の洗剤や床用ワックス等の薬剤の使用にあたっては、野田市の施設等 における農薬・殺虫剤等の適正使用に係る基本方針に基づいて行うこと

#### 3 作業報告

作業日報を作成し、いつでも提示できるようにしておくこと。

# 機械警備業務仕様書

#### 1 対象施設

野田市南コミュニティセンター 野田市北コミュニティセンター

#### 2 業務の目的

- (1)火災、盗難及び破壊行為の拡大防止すること。
- (2) 事故確認時における関係先への通報、連絡すること。
- (3) 警備実施事項について報告すること。

#### 3 警備の仕様

- (1) 警備方法は自動警備装置による機械警備とする。
- (2) 警備実施期間は毎日、警報装置警戒開始の信号を受けた時から警報装置警戒 解除の信号を受けた時までとする。
- (3) 警報装置は当施設で発生した異常事態をガードセンターへ自動的に通報できるものであること。なお、警備に必要な適合機器の配置及び種類、数量については以下のとおりとする。

施設	南コミュニ	ニティセ	ンター	北コミュ	ニティセ	ンター
機器	種	類	数量	種	類	数量
送信機	KFC-08		1	KFC-08		1
操作ボックス	NT-5020S		1	ACS-112N		1
電源装置	KPS-1215		1	KPS500		1
パッシブセンサー	PA-5012F		3	PA-5012F		3
パッシブセンサー				PA-5030F		2
マグネットスイッチ	PS-1522		4 7	AD1001		9 3

- (4) ガードセンターは警報受信装置を常時監視するとともに、機動隊との連絡を 保持できるものであること。
- (5)機動隊はガードセンターとの連絡を保持し、当施設の異常事態に備えるものであること。

#### 4 異常状態発生における処置

- (1)警報受信装置により、当施設に異常事態が発生したことを確知したときは、 機動隊を速やかに急行させ、異常状態を確認するとともに事態の拡大防止にあ たらせること。
- (2) 当施設に到着した機動隊は、異常事態を確認し、ガードセンターへその状況を連絡し、必要に応じて関係先へ通報すること。

## 5 その他留意事項

- (1) 事故発生の際は、速やかに教育委員会に報告すること。
- (2) 警備に必要な鍵類は、厳重に取扱い保管すること。
- (3) 設置された警報装置の機能について、適宜保守点検を行うこと。 なお、施設にあらかじめ設置した既存配線等は、必要に応じこれを使用できるものとする。

# 一般廃棄物等収集運搬処理業務仕様書

#### 1 対象施設

野田市南コミュニティセンター 野田市北コミュニティセンター

#### 2 業務内容

- (1) コミュニティセンターから排出される可燃物、不燃物及び資源物を収集、運搬し処理すること。
- (2) 一般廃棄物等の種類と収集回数は次のとおりとする。

種類	収集回数
可燃ごみ	週2回
不燃ごみ	年2回
資源物	月1回
(ビン、空き缶・金属類、ダンボール、ペットボト	
ル)	

#### 3 関係法令の厳守

本業務の実施にあたり廃棄物の処理及び清掃に関する法律、労働基準法、道路運送法、野田市廃棄物の処理及び再利用に関する条例及びこれらの関係法令を厳守すること。

#### 4 作業報告

日報を作成し、排出状況がわかるように記録しておくこと。

# 産業廃棄物収集運搬処理業務仕様書

## 1 対象施設

野田市南コミュニティセンター 野田市北コミュニティセンター

#### 2 産業廃棄物の種類

廃プラスチック類

#### 3 業務内容

- (1) コミュニティセンターから排出される産業廃棄物の収集運搬処理を行うこと。
- (2) 収集処理は月1回とする。

# 4 関係法令の厳守

本業務の実施にあたり廃棄物の処理及び清掃に関する法律、労働基準法、道路運送法、野田市廃棄物の処理及び再利用に関する条例及びこれらの関係法令を厳守すること。

# 消防設備保守点検業務仕様書

## 1 対象施設

野田市南コミュニティセンター 野田市北コミュニティセンター

## 2 業務内容

消防法第17条の3の3に定める点検の実施

## 3 点検回数

年2回(外観及び機能点検年1回、総合点検年1回)

# 4 消防用設備一覧

設 備 名	機器名	南コミュニティ センター	北コミュニティ センター	備考
	加圧送水装置	1組	1組	
	制御盤	1 面	1面	
屋内消火栓設備	屋内消火栓	5基	4基	
	呼水槽・補助水槽	1個	1個	
	放水試験	1 式	1 式	総合点検
	複合盤	1面	1面	
	差動式分布型感知器	7 個	3個	
	差動式スポット型感知器	5 0 個	5 5 個	
	定温式スポット型感知器	6個	フ個	
	煙感知器	16個	3個	
自動火災報知設備	<b>  発信機</b>	5 個	5個	
	表示灯	5 個	5個	
	電鈴	5 個	6個	
	消火栓起動装置	1 台	1台	
	常用電源	1 式	1 式	
	予備電源	1 式	1 式	
非常放送設備	防災アンプ(240W)	1台	1台	
	スピーカー	30ヶ	25ヶ	
防排煙設備	連動操作盤	1 面	1面	複合盤内
(防災シャッタ	煙感知器	4 個	6個	
<u> </u>				
誘導灯	誘導灯	39灯	3 1 灯	
消火器	消火器	17本	13本	

# 電気設備保守点検業務仕様書

1 対象施設

野田市南コミュニティセンター 野田市北コミュニティセンター

2 業務内容

電気事業法第42条第1項による、保安規程の別表第1の基準による点検の 実施項目の詳細については、次のとおりとする。

- (1) キュービクル観察点検
- (2) 絶緣抵抗測定試験
  - ①高圧引込ケーブル
  - ②高圧機器、高圧配線
  - ③低圧幹線(規定値以下の回路については、追跡測定を実施する)
- (3) 継電器動作特性試験
  - ①過電流継電器動作試験
  - ②地絡方向継電器動作試験
  - ③その他、動作表示及び警報棟試験
- (4) 絶縁油試験
  - ①絶縁耐力試験
  - ②酸価度試験
- (5)接地抵抗測定試験 A種、B種、D種接地抵抗測定
- (6) 增締、清掃業務
  - ①受電設備全般
  - ②高圧機器露出部分
  - ③キュービクル内
- 3 点検回数及び実施日 点検は年1回とし、実施日については別途、市と協議して定めるものとする。

#### 4 その他

- (1) 点検後、試験結果の報告書を2部提出すること。
- (2) 試験は、指定管理者が選任した電気主任技術者の立会いのもとに行うこと。
- (3)対象施設には太陽光発電設備が設置されているので、設備の機能に悪影響が出ないように点検を行うこと。
  - また、点検後は、太陽光発電設備が正常に作動しているか確認し、異常が生 じた場合は、市及び太陽光発電設備保守業者に連絡した上で、正常に機能す るよう復旧を図ること。
- (4)業務実施日が雨天の場合は、作業の安全を図るため実施日を変更すること。

# 空調設備保守点検業務仕様書

# 1 対象施設

野田市南コミュニティセンター 野田市北コミュニティセンター

#### 2 点検作業内容

## (1) 共通事項

空調設備の定期切替点検は年2回とし、各点検作業は当施設に支障のないよう実施すること。特に建物利用者の迷惑とならぬよう混雑時を極力避けて行うこと。

(実施時期見込み)

冷房開始時 5月1日~ 5月31日 暖房開始時 10月1日~10月31日

#### (2) 野田市南コミュニティセンター

①年間保守点検工事

冷温水ユニット保守点検

(HAU-KH50CXR 2台)

(1	AU-KH5UUXR 2台)		
項目	作 業 項 目	備考	点検回数
切	1. 総合外観点検		
替	2. 気密状況確認		
点	3. 切替操作(冷媒精製作業を含		
検	む)		冷房切替
調	4. 操作シーケンス確認	冷房切替時実施	1 回
整	5. バーナー燃焼テスト		
	6. 保護リレー動作確認		
	7. 抽気弁動作確認		
	8. 冷房運転・暖房運転状況確認		
	9. 溶液調整(インヒビター・冷媒	インヒビターは分析結	
	補充)	果による	
	10. 抽気電磁弁交換	暖房切替時実施	暖房切替
	1 1. 運転指導		1 回
	12. フレームロッド、スパークロ		
	ッド清掃		
	13. 溶液サンプリング分析	暖房時実施、サンプリ	
		ング分補充封入	
	14. 炉内点検		
	15. モーター絶縁測定		
	16. 電気回路接続部点検		
	17. 燃料系統洩れチェック(弁越		
	し、外部)		

稼	1. 水質チェック(PH・電気伝導	冷房
働	度)	シーズン
中	2. 運転状況確認	1 回
点	3. 燃料洩れ点検(弁越し、外部)	暖房
検	4. 保護リレー動作確認	シーズン
調	5. 抽気弁動作確認	1 回
整	6. 保守点検指導	
そ	1. チューブ洗浄(薬洗) 冷却水側年1回	1 回
の		
他		

i)消耗部品

年1回

ア 抽気電磁弁

イ サンプリング補充用溶液

ウ補充用冷媒

エ インヒビター

ii )冷却塔保守点検作業 年2回

ア 水槽清掃及び給水

イ 電気機器点検

ウ 回転部への注油

エ バルブ等作動確認

オ 水槽のブローダウン

カ 能力チェック

キ 水槽排水及び清掃

ク 簡易な水槽錆落し、塗装

ケ フロート弁、サクションストレーナー点検清掃

コ 充填材点検

サ バルブ等ネジ部防錆処理

シ ファン回転部、注油、注水 ス 回転部摩擦点検

※各作業については、初期点検期末点検を行うものとする。

iii) 冷却水、冷温水ポンプ保守点検作業 年2回

ア モーター制御器点検

イ 軸受油量の点検

ウ 吐出圧力、電流電圧点検

エ 軸受温度の点検

オ 性能チェック

力 振動測定

キ グランド部点検及びパッキン交換

ク 圧力計、連成計の点検

ケー逆止弁の点検

※各作業については、初期点検期末点検を行うものとする。

②エアーハンドリングユニット

(AH-252VS 2台、AH-122VS 1台)

項目	作業項目	備考	点検回数
切	1. 総合外観点検		シーズン
替	2. 保護リレー作動確認	切替時実施	前及び中
点	3. ロールフィルター交換作業		間 2回
検	4. 巻込機調整		
調	5. 使用済ロールフィルター		フィルタ
整	産業廃棄物処理		一交換は
	6. 電動弁作動確認(モジェットロ	切替時実施	随時
	ールモーター付電動弁)		

i )保守点検作業

年2回

ii)フィルター交換エ

年1回

# ③ファンコイルユニット

保守点検作業 年2回

項目	作業項目	備考	点検回数
切替	1. 総合外観点検		シーズン
点検	2. フィルター清掃(年2回)	切替時実施	前及び中
調整	※フィルター清掃は、空調機器からフィルタ		間 2回
	一を取外し、高圧洗浄機等による水洗いを		
	原則とし、油汚れがある場合は中性洗剤等		
	の使用を検討すること。		
	3. 作動確認 冷温水循環状況確認		

#### ④空冷ヒートポンプエアコン 3台

保守点検作業 年2回

項目	作業項目	備考	点検回数
切替	1. 総合外観点検		シーズン
点検	2. フィルター清掃(年2回)		前
調整	※フィルター清掃は、空調機器からフィ		及び中間
	ルターを取外し、高圧洗浄機等による		2回
	水洗いを原則とし、油汚れがある場合		
	は中性洗剤等の使用を検討すること。		
	3. 冷媒管点検 ガス漏れ点検		
	4.ガス圧点検		

#### ⑤各所中間保守点検作業

- (3) 野田市北コミュニティセンター
  - 1)冷媒系統点検内容
    - ・冷媒圧力測定(低圧・高圧圧力)
    - 冷媒配管冷媒洩れ検査
  - ②電気系統点検内容
    - ・メガテスター測定作業
    - ・アンペア測定作業
    - 電圧測定作業
    - ・端子増締作業(マグネットスイッチ・端子台他)
  - ③空気系統点検内容
    - ・エアフィルター清掃(年2回)
      - ※フィルター清掃は、空調機器からフィルターを取外し、高圧洗浄機等による水洗いを原則とし、油汚れがある場合は中性洗剤等の使用を検討すること。
  - 温度測定(室内機吸込、吹出の温度)
    - ④その他の点検内容
      - 室内外機熱交換器汚れ確認
      - 室内外機異音の確認
      - 全体的な作動確認
    - 5各部屋ロンスナイ点検内容
      - エアフィルター清掃
      - 熱交換器の汚れ確認
      - 作動確認

# 自動ドア保守点検業務仕様書

#### 1 対象施設

野田市南コミュニティセンター 野田市北コミュニティセンター

#### 2 機 種

野田市南コミュニティセンター	野田市北コミュニティセンター
ナブコ DS-75 (4台)	ナブコ ES-12 (2台)
ES-24 (1台)	ES-24 (5台)
ES-23 (2台)	ES-60 (1台)

#### 3 一般事項

自動扉の運転状態を常に良好に維持するため、適切な点検調整を行い必要と 判断した場合、修理又は、取換えを行う。

#### (1) 定期点検

年3回点検調整を行い、運転状態における性能を総合的に判断し、異常や 不具合を発見した場合は直ちに適切な処置をとる。

## (2) 故障修理

不時の故障の際、直ちに修理するものとする。

#### 4 業務内容

- (1) ドアチェンジ開閉速度、クッション作動の異常有無の点検及び調整
- (2) ドアチェンジ装置の電気回路の異常有無の点検及び調整
- (3) オイル漏れ、エア漏れの有無の点検及び調整
- (4) オイル不足、潤滑油不足の有無の点検及び補充
- (5) ドアが当たっていないか、すれていないか点検整備
- (6) センサー動作点検及び必要に応じた調整
- (7) 消耗度の甚だしい部品はないか点検
- (8) その他の点検及び調整

#### 5 付属機器

操作スイッチ、コントロールBOX、油圧(又は空気)配管、電気配線、その他ドアオペレーターについて一切を含むものとする。

但し、扉本体、鍵、サッシ関係は含まない。

#### 6 点検項目

- (1) サッシ部
  - ・無目点検カバー取付状態
  - サイドレール内の状態
  - 扉の状態(傷及び作動時の異音有無)
  - ・フレ止め、扉ガイドの取付状態
  - 指詰防止(30mmのクリアランス確保)
  - ・隙間(全閉時の戸先、ドアと無目、方立、ガイドレール)

#### (2) 懸架部

- ・ハンガーレール、吊車の汚れ、磨耗及び損傷
- ・踊り止めの隙間
- ・ストッパー、ハンガーレール、吊車の取付状態

#### (3)動力作動部

- ・手動開閉の動作確認及び異音の有無
- ・エンジンの取付状態
- 駆動軸の変形、磨耗
- ・プーリーの変形、磨耗(駆動・従道)
- ・ベルト、チェーン、ワイヤーの張り、磨耗及び取付状態

#### (4)制御装置

- 開速度
- 閉速度
- ・クッション作用
- ・ 開き保持時間
- (5) 有効開口点検
- (6) センサー部

外側 起動センサー作動状況 補助センサー作動状況 起動・補助センサー検出範囲(幅・奥行・不感エリア)

内側 起動センサー作動状況 補助センサー作動状況 起動・補助センサー検出範囲(幅・奥行・不感エリア)

#### (7) 電気回路部

- 総合動作(通常開閉動作・反動動作)
- ・配線の支持、接続状態及び被覆の亀裂の有無
- 電源電圧
- 絶縁抵抗
- (8) その他
  - ・ステッカー、緊急連絡先シール有無、警告表示ラベル等有無

# エレベーター設備保守点検業務仕様書 (遠隔監視診断付、油圧エレベーター)

#### 1 対象施設

野田市南コミュニティセンター 野田市北コミュニティセンター

#### 2 目的

エレベーターの運転機能を常に安全且つ良好に維持するため、計画的に常時遠隔監視診断を行い、適切な点検とプログラム整備を行い、必要と判断した場合は修理、または取替を行うこと。

#### 3 品名形式

	-					
	品	名	形	式	台	数
油圧式	エレベー	-ターE	立製			
HPF-	-11-	- C O 3	3 0	2 stops	2	台
地震時常	<b>管制運</b> 軸	云装置が	t			

#### 4 定期点検

定期的に巡回を行い、運転状態における性能を総合的に判断し、異常や不具合を発見した場合は直ちに適切な処置をとること。

#### 5 定期整備

#### (1) プログラム整備

装置の稼働状態に適応したプログラムによる整備を行うこと。

#### (2) 不具合対策

定期点検による不具合指摘事項の対策を行うこと。

- 6 定期清掃 意匠関係の清掃を1回/月実施すること。
- 7 遠隔監視診断

24時間機器を遠隔監視診断し、異常や不具合発生時には、迅速な出動及び対策を行うこと。

#### <監視項目>

- (1) 閉じ込め(2) 起動不能(3) 安全装置動作(4) 電源異常
- (5) 主制御機器の状態(6) 制御用マイコンの状態(7) 走行異常
- (8) ドア異常

#### 8 故障時自動通話機能

かん詰など異常時には、エレベーターかご内とサービス監視センターとの間で直接通話することが出来るようにすること。

#### 9 作業の対象

	定期点検・定期整備							
機械室	<ul><li>(1)パワーユニット (2)ポンプ及び電動機</li><li>(3)漏油回収装置 (4)受電盤、制御盤</li><li>(5)オイルクーラー</li></ul>							
出入口	(1) 各階インジケータ (2)各階ドア及びロック装置 (3)各階押しボタン							

	(1) かご廻り各機器及び非常止め装置
乗かご	(2)ドア開閉機構 (3)運転盤
	(4)外部連絡装置  (5)停電灯
	(1)主レール及びブラケット
	(2)油圧ジャッキ装置、プーリー (3)主ロープ
昇降路	(4)各階ドア装置
	(5)各階リミットスイッチ及び着床装置
	(6)テールコード (7)緩衝装置

		定 期	清	掃
意匠	(1)三方枠	(2)かご内装		
関係	(3)ドア	(4) シール	(5)床	<b>F、タイル</b>

#### 10 特別装備

#### (1) 故障対策

2.4時間出動体制をとり不時の故障や事故に対し、即時対応すること。

### (2)修理、取替

装置、機器に対し必要と認めた場合は修理または取替を行うこと。

#### 11 修理又は取替の明細

機械室	<ul><li>(1)パワー</li><li>ユニット</li><li>(2)電動機</li><li>及びポンプ</li><li>(3)受電盤</li><li>及び制御盤</li></ul>	エア·ブリーザー、ストレーナー、高圧ゴムホース 圧力計、カムスイッチ取替、作動油取替、圧力調整 バルブ取替、方向制御・流量制御バルブ取替 巻線替、ベアリング類取替、オイルシール取替 リレー、景気類、コイル、抵抗類、半導体類、 コンデンサー類取替
	(4)漏油 回収装置	油量検出スイッチ、ポンプモーター取替 
出入口 関係		ハンガローラ、ハンガーレール、シュー関係 ドアクローザ取替
天		
乗かご関係		運転盤関係ソケット及び各スイッチ類、ドアマシン 関係及びドアマシン位置スイッチ、ドアハンガーローラ 一、ハンガーレール及びシュー関係、ガイドシュー及び ガイドローラー、プーリー、カーライトの修理、非常止 め装置及び装置用スイッチ類取替
昇降路 関係		テールコード取替、主ロープ、プーリー、緩衝器 各リミットスイッチ、ベアリング類取替、 シリンダー部、グランド部、パッキン及びオイルシー ル、Oリング類取替
その他		一般配線、配管、インターホン修理及び取替 監視装置の修理

#### 12 その他

## (1) 法律に基づく検査の費用

建築基準法によるエレベーター検査の受検費用は含むものとすること。

(2) エレベーター関連設備のメンテナンス

地震感知器、煙感知器、ループコイル、消火設備、防災センター内設置の 監視盤、一斉放送指令機能を有する集合インターホン等のエレベーター関連 設備のメンテナンス(点検、整備)は含まないものとする。

別紙 1 O

# 舞台機構設備点検業務仕様書

- 1 対象施設 野田市南コミュニティセンター
- 2 点検回数 年1回
- 3 点検箇所
  - (1) 巻上機・巻上電動機
  - (2) ブレーキ・リミットスイッチ
  - (3) ワイヤーロープ・クリップ
  - (4) 各滑車·取付状態
  - (5) 各吊物取付状態
  - (6) 各取付ボルト・ナット・ピン関係
  - (7) 電動作動状態
  - (8) 手動吊物状態
  - (9) マニラロープ・ストッパー
  - (10) 受電盤·制御盤
  - (11) 各種リレー

# 舞台照明設備保守点検業務仕様書

- 1 対象施設
  - 野田市南コミュニティセンター
- 2 調光装置保守点検
- (1) 主幹盤
  - ①主幹スイッチ動作確認
  - ②ビス・ナット締付け確認
  - ③MCB確認
  - ④Nスイッチ確認
  - ⑤各回路絶縁抵抗測定
- (2)調光器盤
  - ①端子締付け確認
  - ②出力電圧調整
  - ③空冷ファン確認
- (3)操作卓
  - ①端子締付け確認
  - ②ヒューズ確認
  - ③フェーダー出力電圧調整
  - 4フェーダー動作確認
  - ⑤LED. ランプ点灯確認
  - ⑥各スイッチ動作確認

操作主幹スイッチ、コマンドキースイッチ、モードスイッチ、 REP、IN、OUTスイッチ、客席自動調光スイッチ

- ⑦LCD動作確認
- (4)舞台袖操作パネル 各動作確認
- (5) 弱電パッチ 各動作確認
- (6) 負荷モニター盤 LED点灯確認
- 3 照明器具保守点検
- (1) ボーダーライト
- (2) 第1、第2サスペンションライト
- (3) フロントサイド
- (4) シーリングスポットライト
- (5) フットライト
- (6) フロアーコンセント
- (7) アッパーホリゾンライト
- (8) ロアーホリゾンライト
- (9) 効果器
  - ※上記点検実施項目
    - ①キャブタイヤケーブル点検
    - ②配線関係点検

- ③スノコ上端子点検
- ④コンセント関係点検
- ⑤レンズの点検
- ⑥動作試験
- ⑦ランプ交換

# 非常用発電機設備保守点検業務仕様書

1 対象施設

野田市南コミュニティセンター 野田市北コミュニティセンター

2 作動点検

手動で始動させ、作動状況及び電圧確立が正常であるかどうかを確認する こと。なお、発電機電源により所定の付加に送電し、これによりポンプ、昇 降機等が、正常に稼動するかを確認すること。

- 3 外観点検
- (1) 設置場所
  - i) 水の浸透等

室内に水が浸透していないかどうかを確認すること。

ii) 周囲の状況

点検上及び操作上障害となる物がないかどうかを確認すること。

iii) 区画等の破損

不燃専用室の区画、防火扉等またキューピクル式自家発電設備の外箱、 扉、換気口等に著しい変形、損害等がないかどうかを確認すること。

(2) 換気の状況

自然換気又は強制換気が適正であるかどうかを確認すること。

- (3) 排気筒
  - i) 変形、損傷等

破損、亀裂、指示金具の緩み等がないかどうかを確認すること。

ii) 周囲の状況

周囲に可燃物が置かれていないかどうかを確認すること。

iii) 貫通部

遮熱保護部のメガネ石等に破損、亀裂等がないかどうかを確認すること。

- (4) 照明等
  - i)照明は、点検上及び操作上に支障がないかどうかを確認すること。
  - ii ) 自家発電設備である旨の標識が見やすい状況にあるかどうかを確認すること。
- (5) 始動装置
  - i) 蓄電池

電解液は規定量満たされており、かつ電圧が適正であるかどうかを確認 すること。

ii )圧縮空気槽

起動用圧縮空気圧力が適正であるかどうかを確認すること。

(6) 燃料及び冷却水

漏油、漏水がなく、燃料の種別及び要領が適正であるかどうかを確認すること。

#### 4 機能点検

(1) 内燃機関

運転が正常であるかどうかを確認すること。

(2)発電機

電圧及び周波数が正常であるかどうかを確認すること。

(3) 計器等

計器、継電器、表示灯等の作動状況等が正常であるかどうかを確認すること。

(4) 耐震装置

変形、損傷等がなく、機能が正常であるかどうかを確認すること。

- 5 総合点検
- (1) 運転状況
  - i) 運転中に漏油、異臭、不規則音、異常な振動及び発熱がないかを確認する こと。
  - ii) 給気及び排気の状況

内燃機関を連続運転した場合、給気及び排気の状況が適正であるかどうかを確認すること。

iii) 空気起動

空気起動式のものにあっては、コンプレッサーポンプの作動が正常であるかどうかを確認すること。

(2) 設備の作動状況

非常電源に切替えた状態で消防用設備等が正常に作動するかどうかを確認 すること。

(3)接地抵抗・絶縁抵抗

非常電源(非常電源専用受電設備)の点検の基準に準じること。

- 6 保守点検品目
- (1) ディーゼルエンジン 1式
- (2) 三相交流同期発電機 1式
- (3)発電機及び自動始動装置 1式
- (4)始動用蓄電池充電装置 1式
- (5)始動用蓄電池 1式
- 7 保守点検項目
- (1)発電機
  - i ) 外観目視点検
  - ii )電線接続筒所点検増締
  - iii)絶縁測定
  - iv)清掃
- (2)発電機盤及び始動起動装置
  - i ) 端子接続部点検増締
  - ii)各計測目視点検絶縁測定
  - iii) 絶縁測定
  - iv)清掃

- (3) ディーゼルエンジン
  - i ) 外観目視点検
  - ii)エンジンオイル質量有無点検
  - iii) 燃料量の有無確認有無点検
  - iv) ラジエーター冷却水の有無確認点検
  - v ) 各稼働部作動確認点検
  - vi)セルモータ作動確認点検
  - vii) 燃料槽ドレン開放水抜き
- (4) エンジン始動用蓄電池
  - i ) 電圧及び電解液比重測定
- 8 総合試験内容
- (1) シーケンステスト
- (2) 各保護装置作動試験
- (3) 各計測器の作動確認
- (4) 電源送電による切替器の作動試験
- (5) 発電機電源による実負荷試験
- (6) その他発電機室設備機器全般

# 合併浄化槽維持管理業務仕様書

#### 1 対象施設

野田市南コミュニティセンター

#### 2 目的

この業務は活性汚泥法による汚水処理装置について機械、電気設備等の保守管理、曝気槽、沈澱槽等の処理機能管理、水質管理、清掃及び消毒薬の補給等の業務を行い、汚水処理の目的を達成するものとする。

#### 3 維持管理基準

この汚水処理装置の維持管理にあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する 法律(昭和45年12月25日法律第137号)第8条第2項及びそれに基づ く省令(昭和46年9月23日厚生省令第35号)第4条第2項の基準に従い、 諸設備の調整運転管理業務の遂行を期するものとする。

4 維持管理の作業基準

次の作業基準に基づいて1ヶ月につき2回点検する。

#### (1) 曝気槽

- ①散気装置より均等に空気が散気されていること、正常な水流を起こしていることの確認。
- ②散気装置の目詰まりを随時清掃すること。
- ③泡の発生状況確認(泡発生の場合消泡ポンプ運転のこと)。
- ④還流が正常に行われていることの確認。
- ⑤曝気槽混合水の色相、性状、臭気、水温、SV30、SV30上澄液透視度の測定、必要に応じてDOの測定。
- ⑥生物相の適時観察。
- ⑦曝気槽内異物の有無確認(異物は除去すること)。
- ⑧内壁の汚れを水洗い清掃。

#### (2) 沈澱槽

- ①沈澱槽内水流の乱れ確認。
- ②越流堰より均等に水が流れていることの確認。
- ③重力返送が正常であるかの確認。
- ④沈澱槽の溢流水の色相、臭気、水温、PH、透視度の測定。
- ⑤ 返送 汚泥量の調整。
- ⑥スカム返送装置が正常に作動するかの確認(タイマー調整等含む)。

- (7)スカムの発生状況確認。
- ⑧沈澱槽内異物の有無確認。
- ⑨スカム返送装置によるスカム返送作業及び沈澱槽内水洗い清掃。

#### (3)消毒槽

- ①塩素注入が行われていることの確認
- ②塩素注入率が適正であることの確認
- ③残留塩素の測定
- ④塩素滅菌器の目詰まり清掃
- ⑤消毒薬の補給
- (4) ポンプ井(設備されている場合)
  - ①ポンプが正常に作動することの確認
  - ②ポンプの音、振動、電流値、吐出量の確認
  - ③レベルスイッチのポンプ自動運転の確認
  - ④レベルスイッチの点検清掃
  - ⑤ポンプ井内の異物の有無確認
  - ⑥ポンプ井内水洗清掃
- (5) 電気制御盤
  - ①各機器の制御についての異常の有無確認
  - ②盤内各機器の変色、熱、臭気、音、湿度の有無点検
  - ③盤内ターミナルの締付部ゆるみ点検
  - ④各機器の絶縁抵抗値を適宜測定
- (6) その他一般事項
  - ①汚水処理施設内外の清掃を行い常に清潔を保つこと。
  - ②金属部分の錆の発生状況を観察し、湿度が多く錆易い箇所を油拭きとし、その他の部分は乾いたウエスで空拭きとすること。
  - ③この仕様書に詳細に述べられていない機器についても、十分配慮し誠意をもって作業に当ること。

#### 5 記録

維持管理業務実施にあたっては(社)千葉県環境保全センター発行の「合併 処理浄化槽保守点検記録票」に記録・保管する。

#### 6 水質試験

合併浄化槽については、処理水の水質検査を3ヶ月に1回、水質検査機関による水質分解(BOD・SS・大腸菌群数)を行い、水質分析結果証明書を保管する。

# 7 維持管理報告

浄化槽の維持管理については、千葉県浄化槽法施行規則に基づき、千葉県知 事に定期的に報告することとする。

# 除草等業務仕様書

#### 1 対象施設

- ①野田市南コミュニティセンター
- ②野田市北コミュニティセンター

#### 2 業務概要

敷地内の植栽を適切に保護育成及び処理することにより、豊かで美しい施設内の環境を維持すること。

#### 3 業務対象範囲

敷地内の植栽範囲(建物の周囲、駐車場等)

#### 4 作業内容

	野田市南コミュニティセンター	野田市北コミュニティセンター	
除草(人力)	468㎡×2回	7 1 2 ㎡× 2 回	
除草(機械刈)	656㎡×3回		
剪定	敷地内のすべての樹木を対象と	敷地内のすべての樹木を対象と	
	する。	する	
	約420㎡	約414㎡	
害虫防除	サクラ他	サクラ他	
集草搬出処分 野田市堆肥センター搬入の際は、砂利等を撤去すること			

#### 5 管理基準

- (1) 植栽の維持管理に当たっては、利用者等の安全に配慮すること。
- (2) 植栽の種類、形状、生育状況に応じて、適切な方法による維持管理を行うこと。
- (3) 使用薬剤、肥料等は、環境及び安全性に配慮して選定すること。
- (4) 施肥、潅水及び病害虫の防除等を行い、植栽を常に良好な状態に保つこと。
- (5) 害虫防除は「野田市の施設等における農薬・殺虫剤等の適正使用に係る基本方針」に基づいて実施すること。
- (6) 美観を保ち、利用者等の安全を確保するための剪定、刈り込み及び除草等を 行うこと。

# 特殊建築物調査業務仕様書

#### 1 対象施設

野田市南コミュニティセンター 野田市北コミュニティセンター

## 2 調査内容・手法

- (1) 建築基準法第12条第1項の規定による調査を行う。
- (2)調査案内については、市から調査実施時に別途提供する。
- (3)有資格者が調査すること。

#### 3 報告内容

建築物及び建築設備について報告すること。 (建築物は2年に1回、建築設備は毎年)

#### 4 施設概要

	野田市南コミュニティセンター	野田市北コミュニティセンター
建築面積	2, 045. 504 m <sup>2</sup>	1, 608. 685 m <sup>2</sup>
延べ面積	2, 292. 008 m²	2, 310. 799 m <sup>2</sup>

5 調査・報告期日 別途協議する。

# 太陽光発電設備等保守点検業務仕様書

#### 1 対象施設

野田市南コミュニティセンター 野田市北コミュニティセンター

#### 2 業務内容

## (1) 定期点検

年1回太陽光発電設備等システムが正常に動作しているか確認し、点検 調整及び清掃を行い、使用状態を総合的に判断し異常や不具合を発見した 場合は、適切な処置をとるものとする。(点検内容は別表の点検一覧表の とおり)

#### (2)故障、修理

故障等が発生した場合には、直ちに修理を行うものとする。また、必要に応じて担当の電気主任技術者に連絡すること。

#### (3) 修理又は交換等の条件

部品の取替え、修理等の必要がある場合は、市の承諾を得て行うものとする。

#### (4) 修理における市への報告

修理する場合において、停電の必要がある場合には必ず、事前に市に報告するものとする。

#### 3 点検及び清掃対象機器

太陽光パネル10kw、リチウム蓄電池15kwhほかシステム1式

		太陽光	パネル		ハ゜ワコン	苕	<b>香電池構造</b>	<u>+</u>	
施設一覧	パネル 構造	1 枚 当た り出 力	パネ ル枚 数	太陽光設 置容量 (kw)	PCS (kw)	蓄電池構造	1 モジ ュール 当たり 出力	モジュ ール数	蓄電池 容量 (kw h)
南コミュニティ センター	多結晶 シリコ ン	233W	44	10. 252	10	オリビン型リン酸鉄 リチウムイオン二次 電池	1. 12	14	15. 68
北コミュニティ センター	多結晶 シリコ ン	200W	52	10. 4	10	オリビン型リン酸鉄 リチウムイオン二次 電池	1. 12	14	15. 68

#### 4 報告書等の管理等

各機器の定期点検について、点検結果及び計測装置データ (発電データ 等)を作業実施後に整理、保存し、また、市から点検結果及び計測装置データの提供の依頼があった場合にはこれに応ずるものとする。

# 5 その他

上記の他、市が必要と認めるものについては本業務に含むものとする。

# 別表

# 太陽光発電設備等 点検一覧表

区分	点検項目	点検内容	チェック
太	ガラスの汚れ・破損	目視、ガラスの汚れ・破損が無いこと	
太 陽 電 池	フレームの破損・変形	目視、フレームの破損・変形が無いこと	
池	外部配線の汚れ・破損	目視、外部配線の汚れ・破損が無いこと	
	錆▪傷	目視、錆・傷が無いこと	
+=	架台の固定	ボルトの緩みが無いこと	
架 台	太陽電池と架台の固定	ボルトの緩みが無いこと	
Ц	架台のアース	配線工事とアース取付確認	
	構造物との取付	確実に取付られていることを確認すること	
	端子台のネジ緩み	確実に取り付けられ、ネジの緩みが無いこと	
		①P:太陽電池+、N:太陽電池-	
		各系統の電圧測定	
パワ	配線の極性・電圧	②R・S・Tは系統側配線(三相三線 202V)	
<u>ĺ</u>		(R-S、S-T & R N N N N N N N N N N N N N N N N N N	
コン		(K 3, 3 1, 1 K HJ 202V)	
ーコンディショナ	保護継電器の設定	電力会社への申請値通りか確認	
خ	アース工事	配線工事とアース取付が確実なこと	
ナ	錆・汚れ	目視、錆・傷が無いこと	
	通気	通気口をふさいでいないこと	
	近くに可燃ガスや引火物	周りにガス、引火物の無いこと	
	気温・日射の表示	気温・日射の表示がされていること	
ゔ	発電電力量	パワコンとの測定誤差が10%以内	
データ収集装置、	各機器 (TFT、PC、UPS 等)	ON、OFF動作確認	
	データ収集確認	データが6秒程度毎に更新されていることを確認	
表 示	PC本体	<u> </u>	
表 示 装 置	端子台のネジ緩み	確実に取り付けられ、ネジの緩みが無いこと	
_	錆・汚れ	目視、錆・傷が無いこと	
周 辺 機 器	連系ブレーカー	ネジの緩みの無いこと	
TLÀT			
	14	接続箱とアース箱間の接地線の確認	
電気測定	接地	パワーコンディショナとアース箱間の接地線の	
		確認	
			各
測	   絶縁抵抗	太陽電池(+)と接地間	系統
<b>止</b>	(500Vメガ0.2		各
	MΩ以上)	太陽電池(一)と接地間	系
		パワーコンディショナと接地間	統
		ハフーコンティンコノC接地间	

				系統口	V
				系統口	V
太陽電池の開放 定		電圧測	太陽電池の1系統ごとの開放電圧を測定し、日照時で差がDC±16V以内であること	系統口	V
				系統口	٧
				平均値	٧
			系統間のバラツキが15V以下か		
	パワーコン	運転	運転スイッチ「運転」で運転すること		
運	ディショナ	停止	運転スイッチ「停止」で停止すること		
運転停止		停電	瞬時にパワーコンディショナが停止すること		
正	商用電源		復帰時間後パワーコンディショナが運転すること		
発 電 電 力	連系時の出力電 認	力の確	パワーコンディショナ運転中、表示部に電力表示 すること		

チェック欄 正常:○、異常:×、該当なし:/

建物	3常点検チェックシート【敷地・建物】			<1/2>
				調査日:令和年月日
施設	名:			担当課: 課
		不具		調査者:
区分	区分 点 検 項 目			- イン・イン・イン・イン・イン・イン・イン・イン・イン・イン・イン・イン・イン・イ
敷地		NIK.	有	
A 敷:	也内			
1	塀(ブロック、コンクリート)・擁壁の亀裂、損傷、傾き			
2	フェンス・門扉の腐食、破損、傾き、開閉・施錠不良			
3	アスファルト・ブロック舗装面の大きなひび割れ、陥没、隆起、 損傷、歩行支障			
4	側溝・排水桝の排水不良、破損、排水ふた等の外れ			
5	案内板・自転車置場・外灯・遊具等の腐食、破損、傾き			
6	雑草の有無、枝葉の隣地への越境、枝・草つる等が工作物・ 電柱・電線等への接触・巻きつき			
建物				
B 屋.	L(屋根・ベランダ合む)			
1	屋根仕上げ(屋上防水層・屋根葺き材)のひび割れ、浮き、剥がれ、錆、瓦のずれ			
2	パラペットのひび割れ、浮き、腐食、破損			
3	ルーフドレン・雨樋の枯葉や土の堆積、つまり			
4	屋上設置物(フェンス・はしご・アンテナ等)の腐食、ぐらつき、 基礎コンケリートの破損			
5	屋上入口の施錠不良			
C 外	壁(ひさし・軒裏を含む)			
1	塗装の浮き、剥がれ、亀裂、劣化			
2	モルタル・タイル・外装仕上材(外壁、軒裏)のひび割れ、浮き、 剥がれ、腐食、破損			
3	コンクリートのひび割れ、破損、鉄筋の露出、錆汁、白華(表面に浮出る白いもの)			
4	目地・建具廻りシーリング材の剥がれ、亀裂、硬化			
5	壁面設置物(雨樋·手すり・はしご・外灯等)の腐食、ぐらつき、 落下の危険			
6	屋外階段の腐食、ぐらつき			
D 建	具(窓・戸・扉)			
1	建具の開閉・施錠不良、がたつき、落下の危険			
2	建具の腐食、破損、ガラスのひび割れ			
	-			
	<b>支(床・壁・天井)</b>		_	
1	床のきしみ、沈下、滑り、破損、歩行支障			
2	壁のひび割れ、浮き、破損、突出物			
3 4	天井材の剥がれ、破損 雨漏りや配管漏水によるシミ、カビ(天井面、壁面)			
5	雨浦りや配官浦水によるシミ、カビ(大井田、瑩田) 手すり・落下防止フェンス・階段滑り止めの変形、破損、ぐらつ き			
6	で 天井面・壁面への重量物取付け部の腐食、破損、ぐらつき、 落下の危険			
7	避難経路の障害物の有無(廊下・防火戸・避難はしご・救助袋 等周囲)			
				•

建物	日常点検チェックシート(設備)			<2/2>
区公	点 検 項 目		合	不具合状況 ・ 措置
区分	点検項目	無	有	小共口仏流 · 拍直
機械割				
F 給技	非水・衛生 			
1	便器・手洗い・流しの破損、水漏れ、排水不良、異臭の発生			
2	配管の腐食、水漏れ、保温材の破損			
3	赤水(錆水)の発生			
4	水道使用量の異常増加			
5	受水槽・高架水槽の破損、水漏れ、点検口の施錠不良、オーバーフロー管、防虫網の破損			
6	ポンプの腐食、異常振動、異音			
G ガ	<b>z</b>			
1	ガス器具・ガス管からのガス臭、ガス管の亀裂			
2	ガス漏れ警報器の期限切れ			
3	吸気口(新鮮な空気の取入口)の閉塞			
H 空	<b>調·換気</b>			
1	エアコン室内機のフィルターのホコリ			
2	空調・換気の吹出口、吸込口のホコリ			
3	空調機器・換気扇の腐食、破損、水漏れ、異音			
4	配管の腐食、水漏れ、保温材の破損			
電気割				
I 照り	<u>-                                    </u>			
1	照明器具の腐食、破損、ぐらつき、落下の危険	-		
	照明器具の点灯不良、異音、異臭		]	
3	外灯の自動点灯・消灯時間のずれ			
174	 			
	スイッチ・コンセントの破損			
	コンセント部のホコリ、タコ足配線			
K 分f	<b>整</b> 整			
1	 分電盤・電線管等の錆、腐食、破損			
2	分電盤等の異音、異臭、開閉・施錠不良			
L 受到	· 变電設備			
1	受変電盤の扉やフェンスの施錠不良			
各種法	长定点検			
1	各種法定点検での指摘事項の有無			
その他	<u> </u>			
1	備品類の取付不良、破損、転倒防止措置			
	(気づいた破損個所、問題点があれば記入してください)			
内容				